

令和5年度GFPグローバル産地づくり推進事業について

〔令和5年（2023年）1月16日〕
北海道農政部食の安全推進局食品政策課

※ 朱書き箇所は令和4年度から取扱が変更された部分です。

1 事業の概要

海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、相手国・地域の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するための「輸出事業計画」の策定及び同計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善、本事業の趣旨に資する取組について支援するものです。

2 事業実施対象者

本事業は都道府県を補助事業者とする間接補助事業となります。

事業実施対象者は次のとおりです。

(1) 前提条件

- ・ GFPコミュニティサイト (<http://www.gfp1.maff.go.jp>) に登録済であること
- ・ 早期の輸出の実現に向け、輸出産地サポートやコンサルタントなどの輸出に知見を有する者と連携した実施体制を構築していること。
- ・ 事業実施計画に事業実施者又は参画事業者（事業実施者とともに本事業に参画する農林漁業者又は食品事業者をいう。以下同じ。）の所得効果を記載し、その検証に応じができる者であること。
- ・ GFPグローバル産地づくり推進事業実施要領（以下「事業実施要領」という）第2の2の(3)のア～オに該当していないこと（反社会的組織に属していない等）
- ・ 令和元年度から令和4年度までの3年間本事業の実施者となっていないこと。

(2) 対象者

(1)の前提条件を満たしている次に掲げる事業者等

事業実施者（事業実施要領第2の2の(1)）	参考例
① 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割や組織体制等を備えていることが、連携する者の間の契約等において確認できる者	コンソーシアム協定に基づく連携体
② 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者	生産者（個人・法人）
③ 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（これらにあっては任意団体を除く。）、都道府県、市町村、独立行政法人日本貿易振興機構	農業協同組合 漁業協同組合 商工会議所・商工会
④ 上記のほか、法人又は組合であって、本事業の事業実施者として、適当と認められるもの	農業協同組合連合会 漁業協同組合連合会
⑤ 次の要件を全て備えた協議会 <ul style="list-style-type: none">・ 代表者の定めがある・ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程がある・ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されている	地域農業再生協議会 ※ 任意団体も可

3 事業の内容

事業実施1年目については、①の取組が必須となっています。（既に本事業を活用せず輸出事業計画を策定・認定を受けている場合は除きます。また、計画策定にあたっては、輸出に知見のある民間コンサルタント等への委託が可能であり当該委託費も補助対象です。）

また、新型コロナウイルス感染症の影響による計画遂行が困難となった場合の代替案が記載された事業実施計画となっていることが必要です。

事業の内容	取組の内容
① 輸出事業計画策定支援	輸出事業計画を策定する取組（策定に必要な調査等の実施）
② 生産・加工等の体制構築支援	輸出産地形成の実現に必要となる以下の取組等 <ul style="list-style-type: none">・ 人材の育成・ 農薬規制、動植物検疫、GAPの取組、HACCP認証、FSMA（米国における食品安全強化法）への対応のための調査

	・ ほ場の改良や生産・加工現場の規制に対する調査等
③ 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援	輸出事業計画の実効性を高めるため海外バイヤーの招へいによるほ場や生産・加工現場の確認、テスト輸送・販売等による検証・改善を実施する P D C A サイクルを回す取組等
④ その他支援	本事業の趣旨に資する上記①～③に該当しない取組

4 事業期間

3年以内

ただし、補助事業としては単年度事業であるため、複数年度にわたって補助を受ける場合は年度ごとに事業実施計画書を提出し採択を受ける必要があります。

また、既に輸出事業計画の認定を受けている事業者等が本事業を活用する場合は、2年以内となります。

5 成果目標の設定

輸出の増加額（目標とする時期：事業計画最終年度の翌年度の1年間＝4年目）

6 補助率・上限額

定額（補助対象経費について10／10以内）

上限額は5,500千円（都道府県事務費を含む）

※ 道の取扱としては総事業費の3%を道の事務費としますので、事業者における事業費上限は5,335千円となります。

※ 上限額については、応募件数や取組内容の精査により減額となる場合があります。

7 補助の流れ

農林水産省(北海道農政事務所) → 道農政部・総合振興局等 → 事業実施者

8 今後のスケジュール（予定）

<u>～2月13日</u>	事業実施計画書（案）の受付（実施要望事業者→道総合振興局・振興局）
2月22日	事業実施計画書（案）提出（道→農林水産省）
3月下旬	採択結果の通知（農林水産省→道→事業実施者）
3月下旬	補助金割当額の内報（農林水産省→道→事業実施者）
4月中～下旬	事業実施計画書提出（事業実施者→道→農林水産省）
5月中旬	事業実施計画承認・補助金内示（農林水産省→道→事業実施者）
5月下旬	補助金交付申請（事業実施者→道→農林水産省）

9 事業採択

事業実施者の選定にあたっては、実施要望事業者から提出を受けた事業実施計画書（案）を道及び農林水産省において採択基準（事業実施計画の確実性、有効性、波及性、事業効果、費用対効果、所得向上の効果）に基づき採点・ポイントを付与し、ポイント上位から予算額の範囲内で採択となります。

- ・ 産地の戦略（計画）の策定を含んでいるか
- 次のような取組は本事業の対象外となります。
 - ・ 実質的にプロモーションのみの取組
 - ・ 産地として戦略的検討がされないまま認証取得費用や特定の国・地域市場を念頭に置いた残留農薬検査費用の支援が主な取組
 - ・ 現地販売法人設立や国内販売法人設立のための関連取組費用の支援が主な事業
 - ・ 輸出目標の設定は適切か（費用対効果、輸出拡大に対する現状の課題把握・取組内容・プロセスに具体性があるか）
 - ・ 輸出産地化を図る「産地」の地理的範囲や主体を特定（想定）できているか
 - ・ 産地における生産者との体制が整っているか
 - ・ 輸出に知見のある第三者が参画して計画を策定し、P D C A を回せる体制であるか
 - ・ 実際に輸出できる国・地域をターゲットとしているか（現時点で各種規制により実質的に輸出不能な国・地域に対しての取組は不可）
 - ・ 事業費算定は適切か（人件費・旅費が過大に見積もられていないか）

10 問い合わせ先

最寄りの市町村（産業、商工担当課）を通じて総合振興局・振興局農務課までお問い合わせください。